



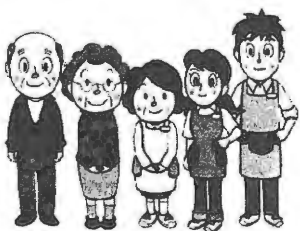
# ネットワーク通信

## 「友人からの紹介で迷って断って！」マルチ商法的勧誘の注意

友人に紹介された人が自宅に来訪し「会員になれば1箱1万3千円で体に良い飲料水を購入できる。登録料は、2箱購入すれば免除。人を紹介するとボーナスがもらえる」と言われ、断りきれずに契約した。目が不自由なため契約書はその人に書いてもらった。その後、商品が届いた際に、宅配業者から宛名ラベルには業者の住所も連絡先も書いていないと教えてもらい、不審に思った。解約したいが、一人暮らしのため書類が読めず連絡できない。(70歳代 男性)

### 【ひとこと助言】

- ☆他人に商品を紹介し購入につながればマージンが得られると誘う、マルチ商法的勧誘のトラブルです。
- ☆親しい人や仲間からの紹介、誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- ☆過去には聴覚障がい者の間でマルチ商法がまん延したこともありましたが。一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、周囲の人が日ごろから気を配りましょう。
- ☆困ったときは、役場保健福祉課・社会福祉協議会へご相談ください。



「こんな電話がかかってきた」「不審な請求を受けた」など ご相談は . . . **電話番号**

役場 保健福祉課 社会福祉係 2-1212

社会福祉協議会 まで 2-3732